

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に 「無許可」の回収業者を 利用しないでください!

適正な
処理が確認
できません。

ご家庭のごみは、市区町村の責任の下で適正に処理する必要があります。
市区町村の許可や委託を受けずにご家庭のごみを回収業者が収集することは認められていません。

どうして
利用しては
いけないのかな?



不法投棄、不適正処理、不適正な管理による
火災などの事例が報告されています!



不法投棄



不適正処理



不適正な管理による火災

価値のないものは不法投棄され、環境や発火・延焼防止対策など適切な処理が行われない事例が数多くあります。



このようなチラシの宣伝文句にだまされてはいけません。

ご家庭の廃棄物を回収するには、市の許可や委託が必要です。

産業廃棄物収集運搬業の許可や**古物商の許可**では回収できません。

下松市 一般廃棄物収集運搬業許可業者

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ● クリーンサポートヒラタ (☎43-6623) | ● 呉島商会 (☎43-7765) |
| ● 周南総合リサイクル (☎41-7570) | ● 昭和産業 (☎43-5784) |
| ● 周南設備工業 (☎43-2887) | ● 八千代興産 (☎43-7949) |

上記以外は無許可業者です。
廃家電製品などを引き渡さないでください。

- ◆ **遺品整理**において発生した廃棄物も例外ではありません。
- ◆ 無料と言いながら高額な処理料金を請求された事例もあります。



正しい廃棄方法は裏面へ!